

在宅で人工呼吸器を使用している方への 発電機の貸し出しについて

笠間市では、在宅で人工呼吸器を使用している方が、災害などによる長時間の停電時においても、人工呼吸器を使用できるよう非常用の発電機等は無償で貸し出します。

対象となる方

笠間市に住所を有する、在宅で人工呼吸器を使用している方

貸出期間

災害等による停電が発生してから、電力が復旧するまでの間

貸出の流れ

- ①事前登録申請書を提出
事前登録通知書が送られてくる
災害等による停電が発生
- ②貸出希望の連絡をする
- ③発電機を受け取る
- ④電力復旧後、発電機を返却し、点検・確認を受ける

注意事項

1. 発電機の数には限りがあり、災害の規模や状況によって即座に対応が難しい場合があります。
2. 受渡物品には初回分の燃料を含みます。追加で必要な場合は、ご自身でご用意ください。
3. 貸出を受けた者の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失させた場合には、当該者の負担においてこれを補償し、または修理するものとします。
4. 発電機を使用した、または使用しなかったことによって生じた結果について、市は一切の責任を負いません。

笠間市
ホームページ



【申請先・問い合わせ先】 笠間市 健康医療政策課

〒309-1734 笠間市南友部 1966-1（地域医療センターかさま内）

TEL：0296-77-9145 FAX：0296-77-1107